

健康管理

学生時代には、ともすれば自己の健康管理をなおざりにしがちですが、将来保育者を目指す皆さんにおいては、常に規則的な正しい日常生活を心がけ、特に食生活、睡眠などに留意し、快適な学業生活が営めるように各自が努力しなければなりません。

体調に異常を感じた時にはすみやかに保健室の看護師に相談したり、医師の診察を受けたりしてください。

アルバイトを行っている学生は特に生活設計に充分配慮し、学業、健康に支障がないよう心がけてください。

健康診断

毎年1回、学校保健安全法により「健康診断」を行います。この健康診断は必ず全員が受診することになっています。

実施は4月ですが、実施内容（X線撮影、内科検診、身体測定、検尿など）については、掲示その他の方法で連絡します。

健康診断の結果は、アドバイザーを通じて一人一人に配付します。

検査の結果、異常または注意を要するものは医師の指示にしたがってください。

保健室

保健室には救急薬品が常備されていて、登校中及び学内で発病または負傷した時の応急処置を行っています。

利用の際は必ず保健室看護師または学生支援課に申し出てください。